

## 第2回スタートアップ政策推進分科会 金融庁説明資料

---

2026年3月16日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## **のれんの会計処理**

N I S Aにおける国内投資枠に対する考え方

# 企業会計基準諮問会議(令和7年7月11日)の概要

## ◆ テーマ提案内容等

(提案者)

公益社団法人 経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志 35 社、企業経営者有志 138 名

(具体的内容)

以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1については遅くともスタートアップ育成5か年計画の終期である2027年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2については、1よりも早期に、2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。

### 1. のれんの非償却を導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

### 2. のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。



## ◆ 意見聴取の依頼

・上記提案について、これらの提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかの意見聴取(公聴会)をASBJ(企業会計基準委員会)に依頼。

# 意見聴取(公聴会)の概要

## ◆ 意見聴取の対象

- ・財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者。
- ・意見聴取は、企業会計基準諮問会議に対して本テーマの提案を行った関係者及び同提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象。

## ◆ 意見聴取事項

### ○のれんの会計処理（非償却の導入）

- (1) 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
- (2) IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。
- (3) IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担。

### ○のれん償却費の計上区分

- (4) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- (5) 支持する場合、①のれん償却費を営業外費用又は特別損失に計上 ②のれん償却前利益を表示 ③経営者が定義した業績指標（MPM）に相当する指標を開示 のいずれを支持するか。また、その理由は何か。

※意見聴取事項のうち(3)は、第7回及び第8回公聴会において聴取事項に追加されたもの。

## ◆ これまでの実施実績

- ・令和7年8月から令和8年2月までの間において、計8回(11コマ)の公聴会を実施。
- ・公聴会は、本テーマの提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象として実施。

のれんの会計処理

**N I S Aにおける国内投資枠に対する考え方**

# NISAにおける国内投資枠に対する考え方

- NISAの外枠の創設については、NISAが**老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、2024年に抜本的拡充及び恒久化が行われたところ**であり、まずはその活用状況を見極める必要。そのうえで、国内投資枠の追加創設については、家計の安定的な資産形成の観点からは、**国や地域も含む投資対象の分散が有効**であることを踏まえる必要。
- 他方、投資先として国内企業の魅力を向上させることも重要であり、**コーポレートガバナンス改革等の中長期的な企業価値の向上を後押しする取組**とともに、NISAの商品についても、**顧客ニーズに適切に対応した質の高い多様なものの提供**が進むよう促していく。

(注) NISAにおいては、国債は対象外となっているが、国内上場株式や未上場株式に投資する投資信託は対象商品に含まれている。

## NISAの概要

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税 保有限度額	<b>総枠1,800万円</b>		
	600万円		1,200万円 (内数)
投資対象 商品	長期の積立・分散 投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散 投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等

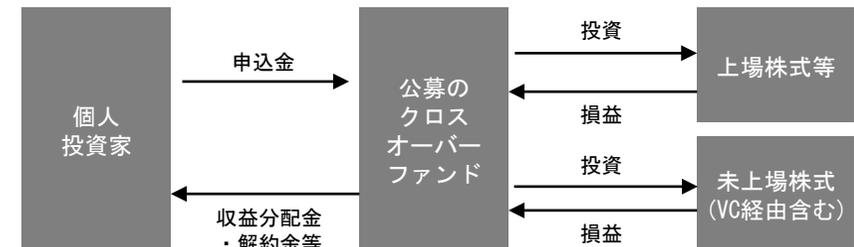
(注) 17歳以下のつみたて投資枠は令和9年からを予定。

## (参考) 投資信託への未上場株式の組入れ

### 【投資信託協会の自主規制規則】

未上場株式を組み入れた公募投資信託の組成を可能とするため、未上場株式（ベンチャーキャピタル経由を含む）の組入比率について、原則として**投資信託財産の15%を上限とする規則を新設**（2024年2月施行）。

### 【クロスオーバーファンドの例】



(※) 解約制限など流動性確保のための措置が適切に講じられていれば、15%超の組入れも可能